

重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称 社会福祉法人地球の園

所 在 地 大阪府堺市南区竹城台2丁2番1号 電話番号 072-291-3222

代表者氏名 理事長 稲山 聖修

2 施設概要

施設の種類 幼保連携型認定こども園

施設の名称 社会福祉法人地球の園こひつじこども園

施設所在地 大阪府堺市南区竹城台2丁2番1号 電話番号 072-291-3222

園 長 稲山 聖修

利 用 定 員 1号認定 15名 2号認定 75名 3号認定 60名

開設年月日 2015年4月1日

3 事業の目的

社会福祉法人地球の園（以下「事業者」という。）が設置するこひつじこども園（以下「園」という。）は、子どもの健やかな成長のために適切な運営を確保し、児童憲章並びに教育基本法、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども子育て支援法その他の関係法令を遵守して、特定教育・保育事業（以下「教育・保育事業」という。）の提供を行うことを目的とします。

4 運営の方針

- (1) 児童福祉及び教育の基本理念に則りキリスト教精神に基づいて、園に在籍する子ども（以下「園児」という。）の意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って教育・保育を提供し、正しい愛情と知識と技術をもって、個々の子どもの心身の健全な発達が助長されるように努力します。
- (2) 園児とその保護者の人格を重んじ、国籍、信条、社会的身分又は、在園に要する費用の額によって差別的取り扱いをしません。
- (3) 堺市、他の特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者と密接に連携し、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- (4) 園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施をする等の措置を講ずるものとします。

5 施設・設備等の概要

敷地全体 2210.36㎡ 園庭 587.72㎡ 構造鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建

延べ面積 1227.93 m² 築年月 2011 年 4 月

6 職員の配置状況

園長 1 名 副園長 2 名 主幹保育教諭 1 名 保育教諭 31 名
管理栄養士 1 名 栄養士 2 名 調理員 2 名 事務職員 3 名 嘱託薬剤師 1 名
嘱託医 もりわき小児科 和泉市伏屋町 3-27-7 TEL 0725-92-7771
嘱託歯科医 梅香路歯科 堺市南区竹城台 2-5-8 TEL 072-293-1722
但し、認可配置基準の範囲で人数が増減することがあります。

7 教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日

(1) 教育・保育の提供を行う日

子ども子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号 以下「法」という。)第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる園児は月曜日から金曜日までとします。同項第 2 号及び第 3 号に掲げる園児は月曜日から土曜日までとします。

(2) 教育・保育の提供の時間

1 号認定の子どもの教育標準時間は、午前 9 時 30 分から午後 1 時 30 分までの 4 時間としますが、当園では午後 4 時までの一貫した保育を実施します。また特別な事由により利用可能な時間は、朝は午前 7 時 30 分より夕方は午後 6 時 30 分までとします。

2. 3 号認定の子どもの保育標準時間は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの 11 時間、保育短時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの 8 時間、超過保育時間は、午前 7 時 15 分から午前 7 時 30 分までの 15 分と午後 6 時 30 分から午後 7 時までの 30 分とします。(2.3 号認定)

(3) 教育・保育の提供を行わない日

日曜日、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 4 日まで(年末年始)、年度末とします。

8 教育・保育の内容

当園は、教育・保育の提供に当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、提供します。

(1) 教育・保育の理念

別紙「教育・保育課程(全体的な計画)」を基に教育・保育を提供します。

(2) 食事の提供

1 歳未満児：月～土曜日まで完全給食(月齢に応じて離乳食を準備しています)

1 歳以上児：月～金曜日は完全給食(午前・午後のおやつと昼食)主食も園で副食に合わせて用意します。

※土曜日は、子どもたちが家族の愛情を感じ、また自分を特別な大切な存在として感じられるようにとの教育的な配慮から、園創立以来、家庭よりお弁当持参の日としてい

ます。園では午前、午後のおやつと昼食時の汁物を準備します。

※献立表は毎月別途配布します。

※食物アレルギー等、必要に応じてご相談ください。

(3) 特別支援の必要な子どもの教育・保育

一人の園児として他の子どもたちとの関わりを大切に、その子どものニーズにあわせた教育・保育を提供します。また、関係機関と連携しながら必要に応じて個別計画を作成します。

(4) その他

一時預かり、延長保育、超過保育を実施します。

9 利用定員

- (1) 1号認定子どもの利用定員 満3歳児 3名 3歳児 2名 4歳児 5名 5歳児 5名
- (2) 2号認定子どもの利用定員 3歳児 25名 4歳児 25名 5歳児 25名
- (3) 3号認定子どもの利用定員 0歳児 12名 1歳児 23名 2歳児 25名

10 利用者負担金

保護者は、園から提供を受ける教育・保育の対価として次のとおり利用料金を支払うこととします。

- (1) 基本負担額 月額 市が保護者及び園宛てに通知した額
- (2) その他利用料
 - 主食費 月額 1,500円（3歳以上児）
 - 保育教材費等 月額 1,500円（全園児）
 - 副食費 月額 4,500円（1.2号）
 - 超過保育料 1日15分100円、月極め利用は15分延長で1,500円
（PTA会費 年額 2,000円 全園児）

上記のほか、学用品、写真代、園外保育費など、必要に応じて実費を徴収することとします。

11 利用にあたっての留意事項

(1) 入園（選考方法）

ア 1号認定の子ども 入園志望の事由により創立の精神に即して選考し、その後抽選により選考します。（10月以降は申し込み順となります。）

イ 2号認定及び3号認定の子ども

市町村の利用調整結果に基づき、選考します。

(2) 退園

ア 契約期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望日の15日前までに退園届を提出してください。

イ 園は、園児が次のいずれかに該当する場合には退園させることができます。

- ① 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、支給認定の要件に該当しなくなったとき。
- ② その他、保護者が施設や保育に従事する職員又は他の利用者に対して、重大な背信行為を行う等、施設の運営に重大な支障が生ずるとき。

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1月前までに退園届を提出してください。

(4) 卒園

子どもが小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

※卒園、転園後の相談窓口として、園長が対応します。お困りのことなどがありましたらお申し出ください。

1 2 非常災害時の対策

当園では、自然災害や火災の発生等、万が一の事態でも保育が継続できるよう、市内認定こども園等と援助協定（堺市認定こども園等相互援助協定）を締結しています。災害時等には、下記のとおり協定に基づき援助を受ける又は提供する場合があることをご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

施設の被災状況によっては、下記の認定こども園等で一時的に保育を行う場合があります。

A 園 竹城台東保育園	F 園 いずみがおか幼稚園
B 園 宮山こども園	G 園 上神谷こども園
C 園 若松こども園	H 園 三原台こども園
D 園 青英幼稚園	I 園 泉北園
E 園 泉北若竹保育園	J 園 西陶器こども園

防災設備：自動火災報知機、非常通報装置、防火扉、誘導等

避難・消火訓練：毎月1回、地震訓練：年1回、不審者対応訓練：年1回実施

避難場所：第1次 堺市立竹城台小学校 第2次 堺市立宮山台中学校

1 3 緊急時の対応

園児に病状急変・事故等の緊急事態が発生した場合、子どもの家族等に連絡を行うとともに、医学的対応等、必要な措置を行うこととします。

1 4 保険に関する事項

当園では、以下のとおり保険に加入しています。

独立行政法人日本スポーツ振興センター 「災害共済給付」

社会福祉法人全国社会福祉施設協議会 「保育所の損害補償」、「しせつの損害補償」

1 5 苦情等に関する相談窓口

当園では、苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口 解決責任者 事業管理者・園長 稲山 聖修

受付担当 ファミリー主事、生活連携担当者

相談時間 こども園開園時間内

※第三者委員を設置、園内に掲示しています。

1 6 個人情報の取扱い

当園は、業務上知り得た利用する子ども及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

ア 小学校への円滑な移行・接続を図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有します。

イ 他の教育・保育施設等への転園する場合、その他きょうだいが別の教育・保育施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。

ウ 緊急時において、その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。

1 7 その他の留意事項

- (1) 送迎は保護者が行ってください。保護者以外の方が来る場合は事前に保護者から連絡をお願いします。
- (2) 自動車での送迎は、当園の近隣住民に迷惑がかからないよう道路交通法を遵守することをお願いします。
- (3) 教育・保育の必要時間は支給認定の範囲の中で就労等の状況を確認し、個別に園長が設定します。
- (4) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に当園及び利用者に係る誹謗・中傷又は個人情報の掲載は禁止します。

(別紙)

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 社会福祉法人地球の園こひつじこども園

説明者

私は、書面に基づいて社会福祉法人地球の園こひつじこども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者の住所	〒		
子どもの氏名			
保護者の氏名	印	子どもとの続柄	